

平成 23 年 12 月 21 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8316)
プロミス株式会社
(コード番号 8574)

三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの
株式交換による完全子会社化について

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（取締役社長：宮田孝一、以下「SMFG」）及びプロミス株式会社（代表取締役社長：久保健、以下「プロミス」）は、平成 23 年 9 月 30 日付「三井住友フィナンシャルグループによるプロミスの完全子会社化に向けた基本契約締結等のお知らせ」（以下「基本契約締結プレスリリース」）にてお知らせしました、SMFG によるプロミスの完全子会社化（以下「本完全子会社化」）に関する平成 23 年 9 月 30 日付の基本契約（以下「本基本契約」）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」）により、プロミスを SMFG の完全子会社とすることを、本日開催の SMFG 及びプロミスの各取締役会において決議し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結致しましたので、以下のとおりお知らせ致します。

なお、本株式交換の効力発生日に先立つ平成 24 年 3 月 28 日に、プロミスの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）において上場廃止（最終売買日は平成 24 年 3 月 27 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

(1) 目的及び経緯

SMFG の完全子会社である株式会社三井住友銀行（頭取：國部毅、以下「SMBC」）は、SMFG 及び SMBC 公表の平成 23 年 9 月 30 日付「三井住友銀行によるプロミスに対する公開買付けの開始及び三井住友フィナンシャルグループ又は三井住友銀行によるプロミスの第三者割当増資の引受けのお知らせ」及び当該プレスリリースの訂正に係る平成 23 年 10 月 18 日付「三井住友銀行によるプロミスに対する公開買付けに関する追加開示及び一部訂正に関するお知らせ」（以下併せて「公開買付けプレスリリース」）に記載のとおり、本完全子会社化を最終的な目的として、平成 23 年 10 月 18 日から同年 11 月 30 日まで、プロミスが発行する普通株式（プロミスの新株予約権及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行又は移転されるプロミスの普通株式を含みます。）、株式報酬型ストックオプション第 1 回新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」）、株式報酬型ストックオプション第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」）及び株式報酬型ストックオプション第 3 回新株予約権（以下第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称）並びに 2015 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施しました。その結果、本日現在、SMBC はプロミスの普通株式 118,946,846 株（プロミスの発行済株式数 134,866,665 株（平成 23 年 9 月 30 日現在）に占める保有割合で 88.20%、議決権ベースで 93.81%）を保有しております。また、公開買付けプレスリリース及びプロミス公表の平成 23 年 9 月 30 日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」においてお知らせしております。

た、プロミスによる第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」）により、プロミスは、プロミスの普通株式 225,988,700 株を SMFG に割り当てる予定であり、SMFG は、本第三者割当増資の払込期日である平成 23 年 12 月 26 日付で SMBC が保有するプロミスの普通株式 118,946,846 株と併せて、344,935,546 株（プロミスの発行済株式数 134,866,665 株（平成 23 年 9 月 30 日現在）に本第三者割当増資により発行される 225,988,700 株を加算した 360,855,365 株に占める保有割合で 95.59%、議決権ベースで 97.77%）を保有することとなる予定です。

公開買付けプレスリリース及び基本契約締結プレスリリースに記載のとおり、SMFG、SMBC 及びプロミスは、本公開買付けにより SMBC がプロミスの発行済株式の全て（プロミスが保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、原則として、関係当局の許認可等を前提として、本公開買付け後に、SMFG を株式交換完全親会社、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことにより、SMFG がプロミスを完全子会社とすることを企図しており、また、SMFG、SMBC 及びプロミスは、本株式交換が、プロミスの株主の意思を適切に反映し、その賛同を得た上で実施されることを確保するとの観点から、本公開買付けに対して応募されたプロミスの普通株式の総数がプロミスの発行済株式の総数（プロミスが保有する自己株式を除きます。）から本公開買付けの開始日現在において SMBC の保有するプロミスの普通株式の数を控除した数に占める比率（以下「少数株主応募比率」）が 50% 超に達した場合には、本完全子会社化の実施につきプロミスの株主の皆様の十分な理解が得られたものと判断し、一定の条件のもとで、本株式交換を実施すること等を合意しております。

本公開買付けにより、SMBC はプロミスの発行済株式の全て（プロミスが保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったこと、また、少数株主応募比率が 92.04% に達したことから、SMFG、SMBC 及びプロミスは、この度、本株式交換により、プロミスを SMFG の完全子会社とすることと致しました。

SMFG によるプロミスの完全子会社化の目的は、プロミスと SMFG グループ各社との協働の一層の推進や SMBC ブランド及び SMBC の営業チャネル等の積極的な活用に加え、プロミスによる SMFG に対する本第三者割当増資によって強化された財務基盤を最大限活用してプロミスのさらなる業容拡大を図り、他の SMFG グループ各社と併せ、コンシューマーファイナンス事業における SMFG グループの地位をより強固なものとすることにありますが、その詳細は、既に公開買付けプレスリリース及び基本契約締結プレスリリース並びにプロミス公表の平成 23 年 9 月 30 日付「三井住友銀行による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「賛同表明プレスリリース」）等でお知らせしているとおりです。

2. 本株式交換の要旨

（1）本株式交換の日程

取締役会決議日（SMFG、プロミス）	平成 23 年 12 月 21 日（水）
本株式交換契約締結日（SMFG、プロミス）	平成 23 年 12 月 21 日（水）
最終売買日（プロミス）	平成 24 年 3 月 27 日（火）（予定）
上場廃止日（プロミス）	平成 24 年 3 月 28 日（水）（予定）
株式交換の効力発生日	平成 24 年 4 月 1 日（日）（予定）

（注 1）本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換により、SMFG における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換により、プロミスにおける株主総会の承認を受けずに実施される予定です。

（注 2）上記日程は SMFG 及びプロミスの合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方法

SMFG 及びプロミスは、必要となる国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提とし、平成 24 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、会社法第 767 条に基づき、SMFG を株式交換完全親会社とし、プロミスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株式交換完全親会社である SMFG の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当し、また、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株式交換完全子会社であるプロミスの株主総会の承認も要しない場合（略式株式交換）に該当します。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	SMFG (株式交換完全親会社)	プロミス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.36
本株式交換により交付する株式数	普通株式：45,660,718 株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

プロミスの普通株式 1 株に対して、SMFG の普通株式 0.36 株を割当交付致します。

但し、SMFG が保有するプロミスの普通株式については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する普通株式数

SMFG は本株式交換により、SMFG がプロミスの発行済株式の全部（SMFG が有するプロミスの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」）のプロミスの株主（SMFG を除きます。）に対し、プロミスの普通株式に代わり、その有するプロミスの普通株式 1 株につき、SMFG の普通株式 0.36 株の割合をもって、SMFG の普通株式を割当交付する予定です。

また、プロミスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、プロミスが保有する自己株式（平成 23 年 11 月 30 日現在 8,031,335 株）及び基準時までにプロミスが保有することとなる自己株式の全てを基準時をもって消却する予定です。

さらに、プロミスは、上記のとおり本新株予約権付社債を発行しております（本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となるプロミスの普通株式の数は、当該新株予約権 4,200 個（平成 23 年 11 月 30 日現在）に本新株予約権付社債の額面金額 10,000,000 円を乗じ、本日現在において有効な転換価額である 2,820 円で除した数（14,893,617 株）です。）。

よって、本株式交換により交付する SMFG の普通株式数については、プロミスによる自己株式の取得及び消却、並びにプロミスが発行する本新株予約権付社債の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。なお、プロミスは、前記のとおり本新株予約権を発行しておりますが、後記（4）に記載のとおり、本日までに全て行使されるか又はプロミスが無償で取得しております。

交付する SMFG の普通株式については、平成 23 年 11 月 14 日に SMFG が公表致しました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに

基づく自己株式の取得)」にありますとおり、23,000,000 株を上限とした株式市場からの取引一任方式による買付けにより、その一部を取得する予定であり、また、本株式交換の実施のために必要となる残余の SMFG の普通株式についても市場買付等により取得する予定です。

(注 3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、SMFG の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、SMFG の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第 194 条の規定に基づき、SMFG の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（100 株）となる数の株式を SMFG から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条の規定に基づき、SMFG の単元未満株式を保有する株主が、SMFG に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に際してプロミスの株主の皆様（但し、SMFG を除きます。）に対して割り当てるべき SMFG の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、SMFG は、当該株主の皆様に対し、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額の金銭をお支払い致します。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

プロミスが発行している本新株予約権は、その発行要項の規定に従い、本日までに全て行使されるか又はプロミスが無償で取得しており、プロミスは、株式交換の効力発生日までに取得した本新株予約権の全てを消却致します。

また、プロミスが発行している本新株予約権付社債の発行要項においては、株式交換についてプロミスの取締役会決議がなされた場合には、プロミスは、本新株予約権付社債の保有者等に対して、繰上償還日から 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該株式交換の効力発生日までの日とされています。）に残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出される金額（かかる方式に従って算出される償還金額は額面金額と同額以上となります。）で繰上償還できる旨が定められております。プロミスは、本新株予約権付社債の全てを、上記の本新株予約権付社債の繰上償還条項の規定に従い、当該規定に基づき算定される償還価額をもって、本株式交換の効力発生日までに繰上償還致します。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎

上記 2. (3) 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」）については、その公正性・妥当性を確保するため、SMFG 及びプロミスがそれぞれ別個に、両社から独立した財務アドバイザー又は第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、SMFG はゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」）を財務アドバイザーに、プロミスはフーリハン・ローキー株式会社（以下「フーリハン・ローキー」）を第三者算定機関にそれぞれ選定いたしました。

ゴールドマン・サックスは、本株式交換の株式交換比率に関する平成 23 年 12 月 21 日付の算定書（以下「GS 算定書」）を作成する一環として、公開情報を基に SMFG 普通株式について市場株価分析を行いました。なお、市場株価分析は、平成 23 年 12 月 20 日を基準日として、基準日時点の SMFG 普通株式の株価終値並びに基準日から遡る 1 カ月間、3 カ月間及び 6 カ月間の SMFG 普通株式の株価終値を参照しております。

算定にあたっては、SMFG による同意の上、また本基本契約において企図されたとおり、ゴールドマン・サックスは本公開買付けの買付価格である 780 円をプロミス普通株式の一株当たりの株式価値として採用しています。本算定の結果として、株式交換比率の算定レンジとして下記のレンジが示されております。なお、下記の株式交換比率のレンジは、プロミスの普通株式 1 株に割り当てる SMFG の普通株式数を記載したものです。

市場株価分析	0.348～0.364
--------	-------------

GS 算定書の作成にあたってゴールドマン・サックスは、本公開買付けの買付価格が決定・発表された平成 23 年 9 月 30 日以降に、SMFG 又はプロミスに関連して、ゴールドマン・サックスによる財務分析に重要な影響を及ぼしうる如何なる事象も SMFG の経営陣が認識していないことを SMFG に確認しております。また、ゴールドマン・サックスは SMFG 及び SMBC の財務アドバイザーを務めておりますが、SMBC による同意の上、ゴールドマン・サックスは SMFG の取締役会が本株式交換を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみに GS 算定書を提供し、GS 算定書の作成にあたっては SMFG のみに対する財務アドバイザーを務めております。ゴールドマン・サックスは、SMFG 又は SMFG の取締役会に対して特定の株式交換比率を推奨したことではなく、また、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして推奨したことありません。ゴールドマン・サックスが実施した分析に関する説明の前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細については、下記の（注）をご参照ください。

GS 算定書は必然的に、平成 23 年 12 月 20 日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日現在においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析又は GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成 23 年 12 月 20 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

（注）GS 算定書の作成を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び分析における制約事項の詳細に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社（以下併せて「ゴールドマン・サックス・グループ」）は様々な個人及び法人顧客のために、投資銀行及び財務アドバイザリー・サービス、商業銀行業務、証券取引、投資顧問、自己勘定投資、フィナンシャル・プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行うなかで、ゴールドマン・サックス・グループは、第三者、SMFG、SMBC 及びプロミス並びにそれらの関係会社のエクイティ証券、負債性証券及びその他の証券（又は関連デリバティブ証券）並びに金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）、又は本株式交換契約及び本基本契約において企図されている本公開買付け、本完全子会社化、本第三者割当増資及び本株式交換を含む一連の取引（以下「本件取引」）にかかるいずれかの通貨及びコモディティにつき、自己又は顧客の勘定で常に買い持ち又は売り持ちのポジションを取り、又は投資し、積極的に取引を行う又は取引を成立させることができます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し SMFG 及び SMBC の財務アドバイザーを務め、本件取引の交渉に一定の関与をしました。なお、ゴールドマン・サックスは、SMBC の同意に基づき、GS 算定書の作成に当たっては SMFG のみに対して財務アドバイザーを務めています。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（その報酬の主要な部分は本件取引の完了を条件としています。）、SMFG 及び SMBC は、ゴールドマン・サックスが要した実費を負担すること、及びゴールドマン・サックスが財務アドバイザーを務めることに起因する一定の債務に対して損害補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、(i) 平成 21 年 10 月に行

われた SMFG による日興コーディアル証券株式会社とそれに関連する事業の取得に関して SMFG 及び SMBC の財務アドバイザーを務め、(ii) 平成 22 年 1 月に行われた SMFG の普通株式 360,000,000 株の公募増資のジョイント・グローバル・コーディネーターを務め、(iii) 平成 22 年 2 月に行われた、SMBC により発行されたユーロ建劣後特約付無担保永久社債及び米ドル建劣後特約付無担保永久社債並びに SMFG Preferred Capital USD 1 Limited により発行された米ドル建配当非累積的永久優先出資証券並びに SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited により発行された英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券の公開買付けについて、SMFG、SMBC、SMFG Preferred Capital USD 1 Limited 及び SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited のリード・ディーラー・マネージャー兼ストラクチャリング・エージェント（それぞれの買付総額は 368,635,000 ヨーロ（額面金額ベース）、1,022,747,000 米ドル（額面金額ベース）、1,000,859,000 米ドル（残余財産分配請求権額ベース）、426,424,000 英ポンド（残余財産分配請求権額ベース））を務め、(iv) 平成 22 年 5 月に行われた株式会社 SMFG カード&クレジット（以下「FGCC」）による株式会社セディナの支配権取得に際して SMFG 及び FGCC の財務アドバイザーを務めるなど、SMFG 及び SMBC 並びにそれらの関係会社に対して隨時投資銀行サービスを提供しており、それらに関するゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また、将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、SMFG、SMBC 及びプロミス並びにそれらの関係会社に対して、投資銀行業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、本株式交換契約、本基本契約、SMFG の平成 23 年 3 月 31 日に終了する 5 事業年度の有価証券報告書、SMFG の平成 23 年 9 月 30 日に終了する第 2 四半期の第 2 四半期報告書、その他の SMFG による SMFG の株主に対する一定のコミュニケーションについて検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、SMFG の普通株式の市場価格及び取引状況を検討し、国内金融業界を中心に業界一般の最近の株式交換事例について財務条件を検討し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが話を聞き、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなく、これに依拠し、またこれを前提としており、かかる情報についていかなる責任も負うものではありません。さらに、ゴールドマン・サックスは、SMFG 又はプロミス或いはそれらの子会社における個々の債権に関する分析を行っていないほか、資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価或いは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは貸倒引当金及び利息返還損失引当金の妥当性を評価するうえで必要となる債権ポートフォリオを評価する専門家ではなく、従って、ゴールドマン・サックスは、プロミスにおける適切な引当金の金額について、SMFG 及び SMBC の経営陣よりゴールドマン・サックスに提供された推計値に依拠しています。ゴールドマン・サックスは、本株式交換を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、SMFG 又はプロミス、若しくは本株式交換から期待される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような悪影響を何ら与えることなく得されることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本株式交換が、本株式交換契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

GS 算定書は、本株式交換を行うに際しての SMFG の経営上の意思決定或いは SMFG がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を述べるものではなく、いかなる法律、規制、税務、会計上の見解を示すものではありません。GS 算定書はプロミスの普通株式の保有者に対して、本株式交換又はその他の事柄を推奨するものではありません。

GS 算定書の一部の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その財務分析を全体として考慮することなく GS 算定書について一部の分析結果又は上記の要約を選択することは、GS 算定書の作成の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素或いは実施したいずれの分析に対しても特定の依拠をするものではありません。

プロミスの第三者算定機関であるフーリハン・ローキーは、プロミスについては、本基本契約において株式交換比率は本公開買付けの公開買付価格と同一の価格を基準とすることが合意されていたことから、プロミスの普通株式の一株当たりの株式価値として、本公開買付けにおける公開買付価格と同一の 780 円を基準とすることの公正性を、(a) プロミスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、公開買付価格の影響を受けていない平成 23 年 9 月 30 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるプロミス株式の基準日の前日の終値、基準日までの直近 5 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 10 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 30 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 90 営業

日の終値の平均値、基準日までの直近 180 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 26 週間の終値の最高値及び最安値に基づいて算定) を、(b) また、プロミスには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比準法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、(c) それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して検討した上で、公開買付価格である 780 円を採用しました。

SMFG については、SMFG が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成 23 年 12 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における SMFG 株式の基準日の終値、基準日までの直近 5 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 10 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 30 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 90 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 180 営業日の終値の平均値、基準日までの直近 26 週間の終値の最高値及び最安値に基づいて算定）を採用して算定を行いました。

上記に基づき、SMFG 株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.302～0.386

フーリハン・ローキーは、株式交換比率の算定及び下記にて言及されるフェアネス・オピニオンの提供に際して、独立した検証をすることなく、提供され、検討若しくはレビューした全てのデータ、資料及び情報、又はフーリハン・ローキーが入手可能な公開情報の正確性及び完全性、並びにフーリハン・ローキーがレビューした情報や事実において不完全性や誤解を招く情報がないことを前提としております。また、フーリハン・ローキーは、プロミス、SMFG 又はその他の者の資産、不動産又は負債（固定負債、偶発債務、デリバティブ、簿外債務又はその他負債）の現地調査、独自の鑑定及び査定を行うことを依頼されておらず、また行っておらず、それらの鑑定及び査定の提供を受けておりません。フーリハン・ローキーの株式交換比率の算定結果及びフェアネス・オピニオンにおける分析は、必然的に平成 23 年 12 月 20 日現在の金融、経済及び市場その他の状況、並びにフーリハン・ローキーが入手可能な情報に基づいたものであり、さらに、フーリハン・ローキーは、フーリハン・ローキーがレビューした財務予測は、現時点で得られるプロミスの将来における決算及び財務状況に関する最善の予測及び判断に基づき、プロミス経営陣によって合理的かつ誠実に作成されたことを前提としております。

(2) 算定の経緯

SMFG 及びプロミスは、それぞれの財務アドバイザー又は第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びに SMFG 株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、プロミス株式の評価については、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、SMFG 及びプロミスは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、本日開催された SMFG 及びプロミスの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することができます。

(3) 財務アドバイザー又は算定機関との関係

SMFG の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス及びプロミスの第三者算定機関であるフーリハン・ローキーはいずれも、SMFG、SMBC 及びプロミスからは独立した財務アドバイザー又は算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

(ア) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 24 年 4 月 1 日をもって、SMFG はプロミスの完全親会社となり、プロミスは SMFG の完全子会社となる予定です。

完全子会社となるプロミスの普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程等に従い、所定の手続を経て、平成 24 年 3 月 28 日に上場廃止（最終売買日は平成 24 年 3 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所において、プロミスの普通株式を取引することはできません。

(イ) 上場廃止の代替措置

プロミスの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりプロミスの株主の皆様に割り当てられる SMFG の普通株式は、東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換後も取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により SMFG の単元株式数である 100 株以上の SMFG の普通株式の割当交付を受ける株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

本株式交換により SMFG の単元株式数である 100 株に満たない SMFG の普通株式の割当交付を受ける株主の皆様においては、これらの単元未満株式を上記いずれの取引所市場においても売却することはできませんが、ご希望により単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 3) をご参照ください。また、本株式交換に伴い割当てを受けるべき SMFG の普通株式に 1 株に満たない端数が生じる場合の取り扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 4) をご参照ください。

(5) 公正性を担保するための措置

SMFG は、本第三者割当増資の結果、払込期日である平成 23 年 12 月 26 日付で、プロミスの普通株式 225,988,700 株を取得し、SMBC が保有するプロミスの普通株式 118,946,846 株と併せて、344,935,546 株を保有する予定であり、本株式交換は、プロミスとその親会社である SMFG との間の株式交換に該当します。そのため、SMFG は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、上記 3. (1) に記載のとおり、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考とし、本公開買付けの諸条件及び結果並びに SMFG の普通株式の市場株価水準その他の諸要因を総合的に勘案した上で、プロミスの普通株式の評価については、公開買付けプレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準としてプロミスとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議致しました。

一方、プロミスは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、上記 3. (1) に記載のとおり、第三者算定機関であるフーリハン・ローキーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考とし、本公開買付けの諸条件及び結果並びに SMFG の普通株式の市場株価水準その他の諸要因を総合的に勘案した上で、プロミスの普通株式の評価については、賛同表明プレスリリースに記載のとおり、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として

SMFGとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議致しました。

なお、SMFGはゴールドマン・サックスから、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、プロミスは、平成23年12月20日付にてフーリハン・ローキーから、本株式交換契約に従ってSMFG及びSMBC以外のプロミスの株主に割り当てられるべきSMFGの普通株式数が、財務的見地からみて同株主にとって公正であることを表明する旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、法務アドバイザーとして、SMFGは長島・大野・常松法律事務所を、プロミスは西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、本株式交換の適切な手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

プロミスは、賛同表明プレスリリースに記載のとおり、本件取引の適正性及び公正性を確保するとともに、本件取引に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客觀性を確保することを目的として、SMFG、SMBC及びプロミスから独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、プロミス社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」）を設置して諮詢を行っておりましたが、本株式交換にあたって、株式交換の適正性及び公正性を確保するとともに、本株式交換に係る交渉及び意思決定手続の透明性及び客觀性を確保することを目的として、改めて、第三者委員会に対し、プロミスが本株式交換を行うことを決定することは、プロミスのSMFG及びSMBC以外の少数株主に不利益なものでないかについての見解を諮詢しました。

第三者委員会は、平成23年12月5日から同月19日までに、合計3回開催され、上記諮詢事項について検討を行いました。第三者委員会は、上記諮詢事項の検討にあたり、プロミスから、SMFGの提案内容、本株式交換の条件についてのSMFGとの協議・交渉の状況等についての説明を受けるとともに、プロミス役員等に対して質問をし、これに対する回答を得ました。また、第三者委員会は、フーリハン・ローキーがプロミスに対して提出したプロミスの株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンを参考にするとともに、フーリハン・ローキーから本株式交換比率の算定に関する説明及びフェアネス・オピニオンの前提となる分析にかかるプレゼンテーションを受けました。加えて、第三者委員会は西村あさひ法律事務所からも、本株式交換の手続に関して説明を受けました。さらに、第三者委員会は、第三者委員会の独自のリーガル・アドバイザーとしてSMFG、SMBC及びプロミスから独立した法律事務所である二重橋法律事務所を選任し、本株式交換について法的助言を受けており、同法律事務所から、平成23年12月20日付で、本株式交換を実施するとのプロミスの取締役会の判断は、プロミスのSMFG及びSMBC以外の少数株主にとって不利益なものなく、プロミスの取締役の善管注意義務又は忠実義務に反しない旨の法律意見書を取得しております。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成23年12月20日に、プロミスの取締役会に対して、プロミスが本株式交換を行うことを決定することは、プロミスのSMFG及びSMBC以外の少数株主に不利益なものではないことを内容とする答申書を提出しております。

（6）利益相反を回避するための措置

プロミスは、賛同表明プレスリリースに記載のとおり、本件取引に関するプロミスの意思決定において恣意的な判断が行われる可能性を可及的に排除することを目的として、プロミスの取締役のうち、平成23年までSMBCの従業員であった渡邊正三氏、平成22年までSMBCの従業員であった岩波雅彦氏及び平成21年までプロミスの大株主である住友信託銀行株式会社の従業員であった田代智彦氏を除いた、SMBC及びSMFGから独立性が高い取締役である久保健氏及び立石義之氏並びに執行役員である北角誠英氏から構成されるプロジェクトチーム（以下「本件PT」）を設置し、プロミスの立場から本件取引について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねておりました。また、本公開買付けの結果、住友信託銀行株式会社はプロミスの大株主ではなくなったこと等から、本公開買付けの終了後から本件PTに田代智彦氏を加え、プロミスの立場から本株式交換について検討し、その是非等について慎重に検討を重ねました。

そして、プロミスの取締役会は、本件 PT による検討の結果、フーリハン・ローキーから取得した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、西村あさひ法律事務所から得た助言、並びに第三者委員会の答申書その他の関連資料を踏まえ、本日開催の取締役会において、本株式交換に関する条件について慎重に協議、検討を行った結果、本株式交換はプロミスの企業価値及び株主共同の利益の観点から最善の方策であると判断するとともに、本株式交換の諸条件はプロミスの株主の皆様にとって妥当であると判断し、本日開催の取締役会において、本株式交換を承認する旨の決議を行いました。

本株式交換は、プロミスとその親会社である SMFG との間の株式交換であることから、プロミスの本日開催の取締役会においては、利益相反を回避する観点から、平成 23 年まで SMFG の完全子会社である SMBC の従業員であった渡邊正三氏、及び平成 22 年まで SMBC の従業員であった岩波雅彦氏は、上記の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。当該取締役会においては、上記 2 名のプロミスの取締役を除く取締役全員が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。また、当該取締役会には、プロミスの監査役 4 名全員（社外監査役 2 名を含みます。）が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

4. 株式交換当事会社の概要（特記しているものを除き、平成 23 年 12 月 21 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ	プロミス株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 4 号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 宮田 孝一	代表取締役社長 久保 健
(4) 事業内容	傘下子会社の経営管理、並びにそれに付帯する業務	消費者金融業
(5) 資本金	2,337,895 百万円	80,737 百万円
(6) 設立年月日	平成 14 年 12 月 2 日	昭和 37 年 3 月 20 日
(7) 発行済株式数	1,414,055,625 株	134,866,665 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数（平成 23 年 9 月 30 日現在）	62,379 名（連結）	2,664 名（連結）
(10) 大株主及び持株比率（平成 23 年 9 月 30 日現在）	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9） MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ)	株式会社三井住友銀行 20.71% 神内 由美子 6.41% 住友信託銀行株式会社 2.97% UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社) 2.91% 大和証券キャピタル・マーケット株式会社 2.86% 日本証券金融株式会社 2.73% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 2.62% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 1.93% SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 1.46%

	<p>コーポレート銀行 決済営業部) 1.13%</p> <p>野村證券株式会社自己振替口 1.10%</p> <p>日本生命保険相互会社 1.09%</p> <p>三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 1.06%</p> <p>NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住友銀行) 0.96%</p>				BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 三菱東京UFJ銀行 決済事業部) 1.17%							
(11) 当事会社間の関係等	資本関係		SMFG はプロミスの普通株式 118,946,846 株 (発行済株式総数の 88.20%) を間接保有しています。									
	人的関係		プロミスの取締役のうち、久保健氏、渡邊正三氏及び岩波雅彦氏は、SMFG の完全子会社である SMBC の役職員出身者です。また、SMBC の従業員 16 名が、プロミスへ出向しています。									
	取引関係		プロミスは、SMBC から融資を受けていますほか、コンシューマーファイナンス事業における業務提携を行っています。									
	関連当事者への該当状況		プロミスは、SMFG の連結子会社であり、関連当事者に該当します。									
(12) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (連結)												
SMFG				プロミス								
決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期					
純資産 (百万円)	4,611,764	7,000,805	7,132,073	純資産 (百万円)	283,189	299,606	173,590					
総資産 (百万円)	119,637,224	123,159,513	137,803,098	総資産 (百万円)	1,753,632	1,563,843	1,079,164					
1 株当たり 純資産 (円)	2,790.27	3,391.75	3,533.47	1 株当たり 純資産 (円)	1,909.65	2,045.02	1,249.13					
経常収益 (百万円)	3,552,843	3,166,465	3,845,861	営業収益 (百万円)	387,950	338,982	238,427					
経常利益 (百万円)	45,311	558,769	825,428	経常利益 (百万円)	△67,720	17,929	△48,811					
当期純利益 (百万円)	△373,456	271,559	475,895	当期純利益 (百万円)	△125,122	14,566	△96,010					
1 株当たり 当期純利益 (円)	△497.39	248.40	336.85	1 株当たり 当期純利益 (円)	△986.64	114.86	△757.09					
1 株当たり 配当金 (円)	90	100	100	1 株当たり 配当金 (円)	20.00	10.00	0.00					

5. 本株式交換後の状況

株式交換完全親会社である SMFG の名称、所在地、代表者の役職・氏名及び事業内容については、上記 4. に記載の内容から変更が生じる予定はありません。

6. 支配株主との取引等に関する事項

SMFG はプロミスの支配株主であり、本株式交換はプロミスにとって、支配株主との取引等に該当します。

プロミスが平成 23 年 11 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の定めはなく、本日現在も、その定めはございません。もっとも、プロミスといたしましては、下記のような措置を講じていいことから、本株式交換はプロミスの SMFG 及び SMBC 以外の少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

プロミスは、親会社である SMFG 及びそのグループ企業との間において、その自由な経済活動を阻害されるような状況になく、独立性が確保されていると認識しております。また、SMFG 又はそのグループ企業との取引については、他の企業と同様の基準に基づき適正に意思決定を行っており、経営の独立性を確保しております。

本株式交換についても、プロミスは、上記 3. (5) 及び (6) に記載のとおり、本株式交換における株式交換比率の算定を第三者算定機関であるフーリハン・ローキーに依頼し、その算定結果を参考として、SMFG との間で交渉・協議を行ったことに加え、平成 23 年 12 月 20 日に、支配株主である SMFG 及び SMBC から独立した外部の有識者である日比谷パーク法律事務所の弁護士水野信次氏、プロミス社外監査役である森博彰氏及び安永隆則氏の 3 名によって構成される第三者委員会より、プロミスが本株式交換を行うことを決定することは、プロミスの SMFG 及び SMBC 以外の少数株主に不利益なものではないことを内容とする答申を得る等、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換の実施を決定しております。

7. 今後の見通し

本件に伴う SMFG 及びプロミスの平成 24 年 3 月期業績予想の修正はありません。

以上

<ご注意事項>

- * このプレスリリースには、SMFG グループの財政状態及び経営成績に関する SMFG グループ及びグループ各社経営陣の見解、判断または現在の予想に基づく、「将来の業績に関する記述」が含まれております。多くの場合、これらの記述には「予想」、「予測」、「期待」、「意図」、「計画」、「可能性」やこれらの類義語が含まれますが、この限りではありません。また、これらの記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものであり、実際の業績は、このプレスリリースに含まれる若しくは、含まれるとみなされる「将来の業績に関する記述」で示されたものと異なる可能性があります。実際の業績に影響を与えるリスクや不確実性としては、以下のようなものがあります。国内外の経済金融環境の悪化、SMFG グループのビジネス戦略が奏功しないリスク、合弁事業・提携・出資・買収及び経営統合が奏功しないリスク、海外における業務拡大が奏功しないリスク、不良債権残高及び与信関係費用の増加、保有株式に係るリスクなどです。これら及びその他のリスク及び不確実性に照らし、このプレスリリース公表日現在における「将来の業績に関する記述」を過度に信頼すべきではありません。SMFG グループは、いかなる「将来の業績に関する記述」について、更新や改訂をする義務を負いません。SMFG グループの財政状態及び経営成績や投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項については、このプレスリリースのほか、有価証券報告書等の本邦開示書類や、SMFG が米国証券取引委員会に提出した Form20-F、SMFG グループが公表致しました各種開示資料のうち、最新のものをご参照ください。
- * 本株式交換に関連して、フォーム F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下、「SEC」）にファイルしました。フォーム F-4 には目論見書及びその他の文書が含まれています。ファイルされたフォーム F-4 及び目論見書（その後の修正を含みます。）には、SMFG 及びプロミスに関する情報、本株式交換に関する情報並びに本株式交換の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれています。プロミスの米国株主におかれましては、本株式交換に関する判断をなされる前に、本株式交換に関連して SEC にファイルされたフォーム F-4、目論見書及びその他の文書（その後の修正を含みます。）を注意してお読みになるようお願い致します。本株式交換に関連して SEC へファイルされたフォーム F-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後に SEC のウェブサイト www.sec.gov から無料で入手することができます。また、本株式交換に関連して SEC へファイルされた目論見書及び他の全ての文書は、SMFG (Fax 番号+81-3-4333-9876) に対してファックスで請求することにより無料でプロミスの米国株主に提供されます。